

介護保険料 65歳以上の人に 仮徴収通知書を送付します



65歳以上の人介護保険料は、前年の所得が確定するまでは、暫定的に前年度の所得などに応じて算定した額を納める「仮徴収」を行います。
平成27年度の仮徴収の通知書を4月中旬に送付します。

問合せ 長寿支援課 32-1175

本年度の介護保険料(年額)は8月に確定します。本徴収のお知らせは、8月に通知を送付します。

納期	
仮徴収	1期 4月
	2期 5月
	3期 6月
	4期 7月
本徴収	5期 8月
	6期 9月
	7期 10月
	8期 11月
	9期 12月
	10期 1月
	11期 2月
	12期 3月

● **普通徴収の人(納付書払いや口座振替の人)**
仮徴収は、1〜4期(4〜7月)です。納付書払いの人には、納付書を封書で送付します。口座振替の人には、仮徴収額や徴収月ごとの金額を明記したはがきを送付します。

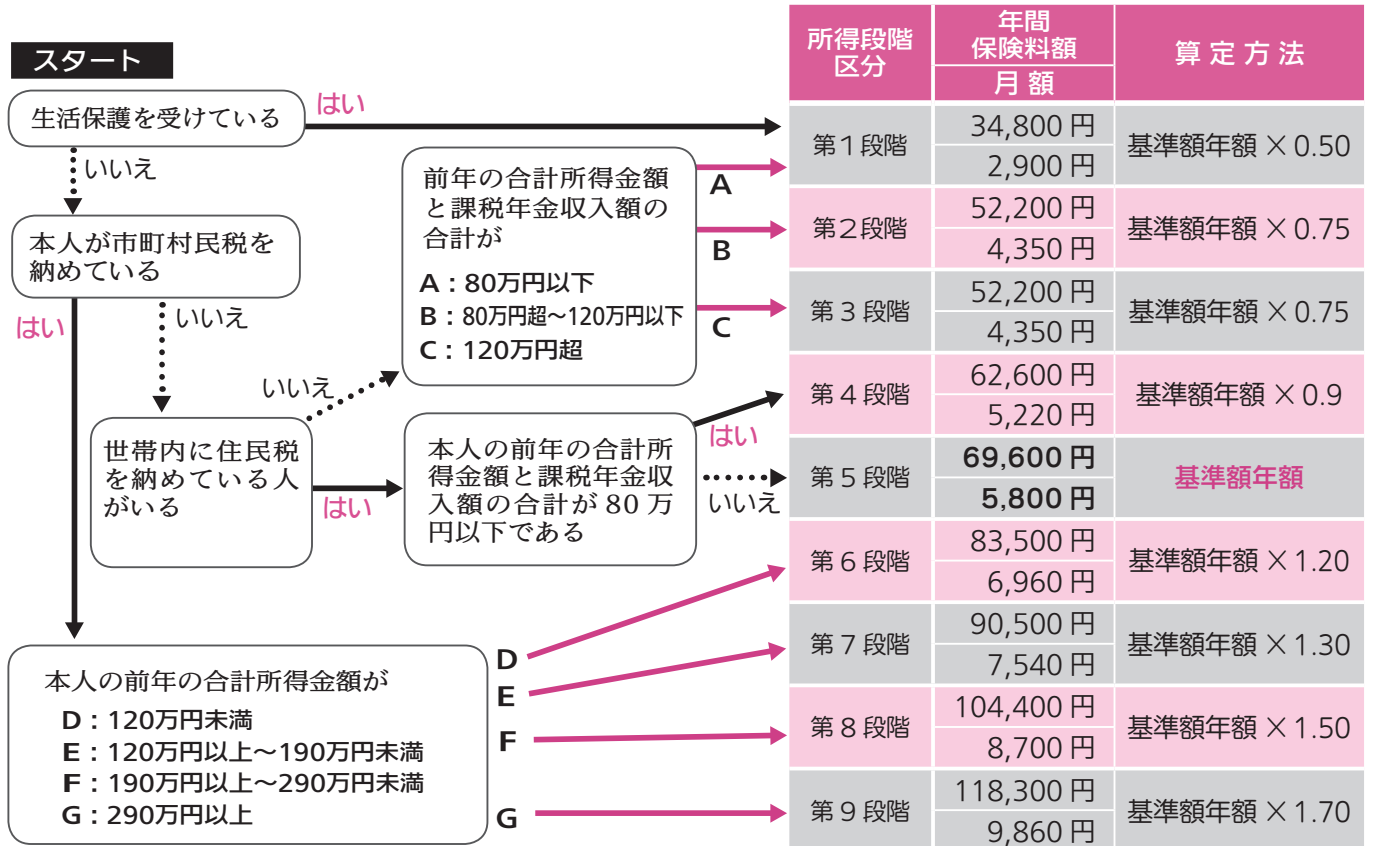
納期	
仮徴収	1期 4月
	2期 6月
	3期 8月
本徴収	4期 10月
	5期 12月
	6期 2月

● **特別徴収の人(年金天引きの人)**
仮徴収は、1〜3期(4・6・8月)です。仮徴収額や徴収月ごとの金額を明記したはがきを送付します。

納入方法は、基本的に年金支給時に差し引かれる「特別徴収」です。特別徴収の対象とならない人は、納付書や口座振替で納入する「普通徴収」になります。

平成27年度 介護保険料の年額をチェック

第6期(平成27~29年度) 介護保険料額



※第1段階の人は、介護保険法施行令の交付により、保険料率を0.5から0.45に変更する予定です。